平成２１年（フ）第５５号
京都府舞鶴市字朝来中815番地10―Ｂ502号
債務者　瀬野　智和
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
京都府福知山市字土1117番地松山コーポ６号
債務者　伊藤　恒子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２０年（フ）第２９２号
堺市堺区旭通３番１号
債務者　藤原　　進
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２９３号
堺市堺区旭通３番１号
債務者　ポールモールこと　藤原　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
大阪府河内長野市木戸東町７番16―504号、前住所大阪府河内長野市南花台３丁目２番14―102号
債務者　森川　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１５号
大阪府河内長野市木戸東町７番16―504号、前住所大阪府河内長野市南花台３丁目２番14―102号
債務者　森川　豊三
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５６号
大阪府高石市西取石１丁目12番１号
債務者　中村　美保
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６３号
堺市堺区砂道町１丁10番６号
債務者　中川　孝寛
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６４号
堺市堺区砂道町１丁10番６号
債務者　中川由美子（旧姓池住）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５９号
堺市南区赤坂台３丁９番17―102号
債務者　高田健三郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２７５号
大阪府松原市天美北７―10―10　メゾン・ド・ミキＰａｒｔⅢ202号室、住民票上の住所大阪府東大阪市柏田西１丁目12番19号
債務者　フラワーショップひなたこと　辻　健夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９７号
堺市北区大豆塚町２丁７番地２
債務者　榮田　　惠
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３２０号
堺市南区三原台２丁３番21―703号、前住所堺市南区宮山台４丁３番23―305号
債務者　上山　美子（旧姓生島）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３５号
堺市南区茶山台２丁１番　茶山台団地10棟５階209号室、前住所堺市中区見野山２番地10
債務者　松ノ下義治
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４８号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番40―503号
債務者　松園　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７２号
大阪府富田林市宮町３丁目2005番地
債務者　渡辺　　幸
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９１号
堺市南区桃山台３丁２番１―1002号、前住所大阪府藤井寺市惣社１丁目10番７号
債務者　佐藤　利明
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係